

都市計画法

周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画

下水道事業の事業計画変更認可申請図書

(周南流域下水道)

平成27年度

山口県

記

1. 施行者の名称

山口県

2. 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画、廣毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道

周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道事業周南流域下水道

3. 事業計画

イ. 事業地

(1) 収用の部分

山口県光市虹ヶ浜三丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜六丁目、浅江五丁目、浅江三丁目、
木園一丁目、花園二丁目、島田二丁目、島田四丁目、島田六丁目、上島田一丁目、
中島田一丁目並びに大字浅江字がけ地先
上島田三丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、中島田一丁目並びに大字浅江
字懸山地先
、字がけ、字懸山、字飯上及び字横尾並びに大字立野字柳原、字慶周、
字奥慶周、字森ヶ峠、字五反田、字下松屋、字中松屋、字正田、字安森、字堂ノ下、
字六ヶ坪、字大門、字大浴及び字下和郎並びに大字小周防字地坂、字井ノ前、
字西鍛冶ノ前、字東鍛冶ノ前、字正符、字東竹ノ下、字坂部、字楠、字土島、
字下福田、字清源庵、字鳥迫、字川端、字東古土井、字西古土井、字下千田、
字下市場、字上市場、字上橋本、字町田、字西方、字西ヶ浴、字上取福、
字下取福及び字沖千田並びに大字東荷字一ノ瀬、字西ヶ浴及び字河隅

周南市大字小松原字和田、字石原、字上和田、字竹ノ下、字下川尻、字上川尻、字木代、
字下十楽、字中十楽、字下阿下、字南ヶ迫、字満所、字下兼清、字宮原、字第四荒瀬、
字第二荒瀬、字第一荒瀬、字山崎、字下筏場、字中筏場、字上筏場、字赤松及び字夜打場
並びに大字安田字赤田並びに大字中村字慶迫並びに大字大河内字郷ヶ坪

岩国市周東町差川字鱒淵、字井堀、字兼清、字徳王、字上兼清、字下徳王、字上徳王、
字下鳥越、字鳥越、字有延、字天王、字手便、字中島、字下四郎丸、字矢藤田、
字森本、字竹下及び字上河原並びに周東町下久原字梅林、字市尻、字近延、字土井分、
字道佛、字中倉、字石社、字沖原及び字柳原並びに周東町上久原字賓方、字能楽、
字市ノ原、字正寄、字陣ヶ原、字藤ノ森、字石竹、字清門、字行末及び字入南並びに
玖珂町字長通及び字有延

(2) 使用の部分

なし

ロ. 設計の概要

「別添設計の概要を表示する図書のとおり」

ハ. 事業施行期間

自

昭和 53 年 2 月 7 日

至

平成 28 年 3 月 31 日

平成 35 年 3 月 31 日

添付図書

- 1 事業地を表示する図面
「別添図面のとおり」
- 2 設計の概要を表示する図書
「別添図面のとおり」

3 資金計画書

(イ)経費の部

(単位:千円)

年度	建設改良費				維持管理費及び起債元利償還費					合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費	起債元利償還費	維持管理費	その他	計	
平成26年度	16,350,535	-	20,049,551	36,400,086	2,799,000	8,384,262	11,517,759	324,573	20,750,952	56,621,609
平成27年	-	-	305,031	305,031	-	360,889	458,066	-	818,955	1,123,986
平成28年	-	-	458,464	458,464	-	425,207	476,680	-	901,887	1,360,351
平成29年	-	-	589,000	589,000	-	390,557	476,576	-	867,133	1,456,133
平成30年	-	-	461,000	461,000	-	328,193	474,366	-	802,559	1,263,559
平成31年	-	-	441,000	441,000	-	217,540	474,106	-	691,646	1,132,646
平成32年	-	-	957,700	957,700	-	214,450	471,838	-	686,288	1,643,988
平成33年	-	-	957,500	957,500	-	186,863	471,838	-	658,701	1,616,201
平成34年	-	-	886,600	886,600	-	153,634	471,838	-	625,472	1,512,072
合計	16,350,535	-	25,105,846	41,456,381	2,799,000	10,656,524	15,293,067	324,573	26,274,164	67,730,545

(ロ)財源の部

(単位:千円)

年度	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計繰入金	市町村負担金	その他	計	市町村負担金	他会計繰入金	その他	計	
平成26年度	21,616,228	6,247,100	1,312,107	7,390,253	-	36,400,086	15,265,713	4,955,810	-	20,221,523	56,621,609
平成27年	167,177	68,927	-	68,927	-	305,031	593,996	224,959	-	818,955	1,123,986
平成28年	294,400	82,032	-	82,032	-	458,464	613,002	288,885	-	901,887	1,360,351
平成29年	392,666	98,167	-	98,167	-	589,000	597,757	269,376	-	867,133	1,456,133
平成30年	307,332	76,834	-	76,834	-	461,000	559,899	242,660	-	802,559	1,263,559
平成31年	294,000	73,500	-	73,500	-	441,000	499,361	192,285	-	691,646	1,132,646
平成32年	638,466	159,617	-	159,617	-	957,700	529,651	156,637	-	686,288	1,643,988
平成33年	638,332	159,584	-	159,584	-	957,500	529,651	129,050	-	658,701	1,616,201
平成34年	591,066	147,767	-	147,767	-	886,600	529,651	95,821	-	625,472	1,512,072
合計	24,939,667	6,291,100	1,322,707	8,256,661	-	41,456,381	19,718,681	6,555,483	-	26,274,164	67,730,545

4 事業の施行に関する行政機関の免許、許可、認可等の説明又は意見

なし

5 都市計画事業に係る都市施設の種類の種類及び名称

周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道事業周南流域下水道

6 変更の理由

周南流域下水道事業は、島田川及び光地先水域の水質保全と当該流域内の生活環境整備を図るため、昭和 52 年度に着手し、昭和 61 年 10 月に周南浄化センターの一部供用開始を行い、鋭意事業実施中であり、平成 26 年度末における整備率及び水洗化率はそれぞれ、71.8%（＝整備面積 1,864ha ÷ 事業計画面積 2,596.9ha）、88.7%（＝水洗化人口 63,611 人 ÷ 事業計画人口 71,698 人）となっている。

昨今における少子高齢化・人口減少などの社会情勢の変化や平成 22 年度に見直された山口県汚水処理施設整備構想、周防灘流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」とする）の見直し（平成 24 年度）などをふまえ、変更となった諸状況を勘案した上で平成 22 年度に策定した全体計画の見直しを行った。

今回計画区域を拡大したことなどから、事業施行期間を延伸するとともに、全体計画諸元の見直しをふまえて、下水道事業計画の計画フレームを変更する。

また、都市計画の変更に伴い、都市計画事業の種類及び名称を変更するとともに事業地の表示を変更する。

参考資料

- (1) 変更概要
- (2) 事業計画の経緯
- (3) 新旧概要表
- (4) 下水道法事業変更計画書

(1) 変更概要

内 容	変更理由
<p>◎ 都市計画事業の種類及び名称 周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道 →周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道事業周南流域下水道</p>	<p>✓ 熊毛都市計画区域及び大和都市計画区域を周南東都市計画区域に変更したことによる。 ✓ 由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域を岩国南都市計画区域に変更したことによる。</p>
<p>◎ 事業地 収用の部分 「字懸山地先」及び「字がけ地先」を削除する。 島田川幹線の位置（起点） 光市大字浅江字がけ地先 →光市大字浅江字懸山 周南浄化センターの位置 光市大字浅江字懸山地先及び字がけ地先 →光市大字浅江字懸山</p>	<p>✓ 都市計画決定と合わせるため。 ✓ 位置の表示を都市計画決定と合わせるため。 ✓ 位置の表示を都市計画決定と合わせるため。</p>
<p>◎ 目標年次の延伸 全体計画：平成 37 年度末→平成 40 年度末 事業計画：平成 27 年度末→平成 34 年度末</p>	<p>✓ 全体計画見直しによる。 ✓ 整備量を勘案した結果による。</p>
<p>◎ 事業計画区域の面積の変更 汚水：2,596.9ha (光市 1,307.8ha+岩国市 669.4ha+周南市 619.7ha) →2,613.5ha (光市 1,324.4ha+岩国市 669.4ha+周南市 619.7ha)</p>	<p>✓ 周南都市計画下水道の区域の変更※ (光市決定)による。 ※ 拡大区域は、市街化調整区域及び公有水面埋立を市街化区域に編入したことによる。削除区域は、市街化区域から市街化調整区域に逆線引きをしたことによる。</p>
<p>◎ 計画人口 全体計画 現況：68,135 人 (光市 40,150 人+岩国市 15,615 人+周南市 12,370 人) →変更後：66,721 人 (光市 40,730 人+岩国市 14,491 人+周南市 11,500 人) 事業計画 現況：71,698 人 (光市 42,480 人+岩国市 15,908 人+周南市 13,310 人) →変更後：68,080 人 (光市 41,160 人+岩国市 14,640 人+周南市 12,280 人)</p>	<p>✓ 全体計画見直し、事業計画区域の変更による。</p>
<p>◎ 計画汚水量 全体計画 現況：39,215 m³/日（日最大） →変更後：32,396 m³/日（日最大） 事業計画 現況：40,081 m³/日（日最大） →変更後：32,370 m³/日（日最大）</p>	<p>✓ 計画面積・人口、原単位の見直しによる。 ✓ 全体計画見直し、事業計画区域の変更による。</p>

(2) 事業計画の経緯

都市計画決定			都市計画事業認可			下水道法事業計画		
項目	告示年月日	内容	項目	告示年月日	内容	項目	告示年月日	内容
当初決定	S.52年7月29日	A=1,077ha 管渠延長L=12.99 km	当初決定	S.53年2月7日 建設省告示第104号	A=720ha 管渠延長L=13.0 km	当初決定	S.53年1月28日	A=720ha 管渠延長L=13.0 km
第1回変更	S.55年11月21日	A=1,507ha 管渠延長L=16.06 km	第1回変更	S.56年1月27日 建設省告示第80号	A=937ha 管渠延長L=15.2 km (事業期間の延伸)	第1回変更	S.56年1月8日	A=937ha 管渠延長L=15.2 km
第2回変更	S.56年10月6日	A=1,679ha 管渠延長L=17.55 km	第2回変更	S.56年11月18日 建設省告示第1837号	A=1,037ha 管渠延長L=16.6 km (事業期間の延伸)	第2回変更	S.56年11月15日	A=1,037ha 管渠延長L=16.6 km
第3回変更	S.58年10月11日	A=2,124ha 管渠延長L=30.20 km	第3回変更	S.58年12月7日 建設省告示第1935号	A=1,563ha 管渠延長L=29.3 km (事業期間の延伸)	第3回変更	S.58年11月15日	A=1,563ha 管渠延長L=29.3 km
			第4回変更	S.62年10月29日 建設省告示第1845号	A=1,590ha 管渠延長L=30.20 km	第4回変更	S.62年6月23日	A=1,590ha 管渠延長L=30.20 km
第4回変更	H.2年12月14日	A=2,149ha 管渠延長L=30.20 km	第5回変更	H.3年3月7日 建設省告示第470号	A=1,945ha 管渠延長L=30.20 km (事業期間の延伸)	第5回変更	H.3年3月7日	A=1,945ha 管渠延長L=30.20 km
第5回変更	H.5年12月28日	A=2,173ha 管渠延長L=30.20 km	第6回変更	H.6年月日	A=1,968ha 管渠延長L=30.20 km	第6回変更	H.6年3月15日	A=1,968ha 管渠延長L=30.20 km 浄化センター:11/24池
			第7回変更	H.7年9月13日 建設省告示第1588号	A=1,968ha 管渠延長L=30.20 km (事業期間の延伸)	第7回変更	H.7年9月15日	A=1,968ha 管渠延長L=30.20 km 浄化センター:11/24池 (事業期間の延伸)
第6回変更	H.8年5月24日	A=2,343ha 管渠延長L=30.47 km	第8回変更	H.8年8月7日 建設省告示第1642号	A=2,318ha 管渠延長L=30.47 km	第8回変更	H.8年7月16日	A=2,318.4ha 管渠延長L=30.47 km 浄化センター:14/24池
						第9回変更	H.10年12月8日	A=2,318.4ha 管渠延長L=30.47 km 浄化センター:14/24池 紫外線滅菌

都市計画決定			都市計画事業認可			下水道法事業計画		
第7回 変更	H.12年9月1日	接続する下水道 ・周南都市計画 光市流域関連公共下水道 ・玖珂都市計画 玖珂町流域関連公共下水道 ・周南都市計画 周南市流域関連公共下水道 ・大和都市計画 大和町流域関連公共下水道 ・熊毛都市計画 熊毛町流域関連公共下水道	第9回 変更	H.13年3月23日 中国地方整備局 告示第40号	A=2,398.9ha 管渠延長L=30.47km (事業期間の延伸)	第10回 変更	H.13年3月7日	A=2,561.9ha 管渠延長L=30.47km 浄化センター:14/16池 (全体計画の見直しによる 計画諸元の変更)
-	-	-	第10回 変更	H.18年3月31日 中国地方整備局 告示第40号	A=2,448.4ha 管渠延長L=30.47km (事業期間の延伸)	第11回 変更	H.18年2月23日	A=2,611.4ha 管渠延長L=30.47km 浄化センター 標準法 8/8池 凝集剤併用型高度処理OD法 6池/12池 (未処分について高度処理の導入、計画 放流水質の設定)
-	-	-	第11回 変更	H.23年3月29日 中国地方整備局 告示第59号	A=2,448.4ha 管渠延長L=30.47km (事業期間の延伸、市町村合併に伴う事 業地名称表記の変更)	第12回 変更	H.23年3月11日	A=2,596.9ha 管渠延長L=30.47km 浄化センター 標準法 8/8池 凝集剤併用型高度処理OD法 2池/6池 (全体計画の見直しによる 計画諸元の変更)
第8回 変更	H24年3月30日 山口県告示第140号	接続する下水道 ・周南都市計画 光市流域関連公共下水道 ・周南都市計画 周南市流域関連公共下水道 ・周南都市計画 光市流域関連公共下水道 ・周南都市計画 岩国市流域関連公共下水道 ・玖珂都市計画 岩国市流域関連公共下水道	-	-	-	-	-	-
第9回 変更	H25年6月25日 山口県告示第255号	接続する下水道 ・周南都市計画 光市流域関連公共下水道 ・周南都市計画 周南市流域関連公共下水道 ・周南都市計画 光市流域関連公共下水道 ・岩国都市計画 岩国市流域関連公共下水道	第12回 変更	H.28年 月 日	A=2,613.5ha 管渠延長L=30.47km (事業期間の延伸、都市計画事業名称 の変更、烏田川幹線及び周南浄化セン ターの位置の表示の変更)	第13回 変更	H.28年 月 日	A=2,613.5ha 管渠延長L=30.47km 浄化センター:標準法 6/6池 凝集剤併用型高度処理 OD法 2池/4池 (全体計画の見直しによる計画諸元変更)

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区御影臨港地区
- 二 変更の内容
地区の追加

山口県告示第四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、周南都市整備部都市政策課、光市建設部都市整備課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画、周南東都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道周南流域下水道
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第四百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画区域の名称
周南東都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する土地の区域
光市上島田七丁目の一部、上島田八丁目の一部、上島田九丁目の一部、大字小周防並びに大字立野字岩嶽、字槻首浴、字奥山ノ神、字寺浴、字庄ノ田、字台ノ田、

字嶋谷、字柏原、字松ヶ谷、字前山ノ神、字地坂、字栗背倉、字森ノ下、字下松屋、字中松屋、字前柏原、字奥柏原、字三郎ヶ谷、字竹ノ下、字上松屋、字上栗倉、字藤尾、字師藤尾、字五反田、字三歩市、字下乗倉、字奥西迫、字東三歩市、字奥叶松、字宅庵迫、字中西迫、字前西迫、字上和郎浴、字正田、字西三歩市、字堂ノ下、字銀治屋、字安森、字前叶松、字森ヶ峠、字下曾屋、字下和郎浴、字大門、字大浴、字上曾屋、字六ヶ坪、字中村、字中用作、字慶周寺、字向房、字一ノ瀬、字辨才天、字蔵本、字奥慶周寺、字迫、字木安、字影ノ平、字柳原、字羽佐田、字下定徳、字一ノ谷、字花ノ木、字奥ヶ迫、字中定徳、字定徳、字浄仙、字二又迫、字小原、字姥ヶ谷、字北原、字長迫、字高島、字石見堂、字石佛、字伏尾、字切崎、字半田、字四郎丸、字石ノ口、字岡ノ迫、字下石佛、字小尺田、字未登志、字上綱、字同免、字生ノ迫、字大下、字平原、字神ノ前、字大久保、字立ヶ迫、字片山、字大迫、字王地及び字大ヶ浴の一部

山口県告示第四百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百一十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、熊毛都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

八の二	八の二	九	九	八の二	九	九	八の二	九	九
錦町府谷字河ヶ迫	土砂の流	出の防備	谷三二八〇	錦町府	中司	信一			
一六八三の一	一六八三の二	二三四一	二三四一						

山口県告示第百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

都市計画区域の名称

岩国南都市計画区域

山口県告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画、周南東都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、周南市都市整備部都市計画課、光市建設部都市政策課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道周南流域下水道
二 変更の内容
名称の変更



(一九三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十五年六月五日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 かるみあ

昭和53年2月7日 火曜日

官 報

第15319号

○労働省告示第十三号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十条第三項の規定に基づき、昭和五十二年労働省告示第十三号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき一般保険料額表を定める等の告示）の一部を次のように改正し、昭和五十三年四月一日から適用する。

昭和五十三年二月七日

労働大臣 藤井 勝志

一般保険料額表及び同表(注)中「1,000分の15」を「1,000分の15.5」とし、「1,000分の16.5」を「1,000分の16.5」とし、「1,000分の16.5」を「1,000分の17」とし、「1,000分の17」を「1,000分の17.5」とする。

○建設省告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

建設大臣 櫻内 護雄

一 施行者の名称 山口県
二 都市計画事業の種類及び名称 周南都市計画及び熊毛都市計画下水道事業周南城下水道路
三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至昭和五十八年三月三十一日

四 事業地 取用の部分 山口県周南市虹ヶ丘町、幸町、旭田町、袋町、花園町、島田市上町、新町及び大字浅江字がけ、字懸山、字新上、字横尾、字中筒井、字東筒井、字紙筒高、字上原、字宮河内、字がけ地先及び字懸山地先並びに大字島田字通田、字西宮尾、字北中屋、字宮尾、字上通下、字東羅家、字南家、字米洲、字番水、字上橋、字油免、字下田原、字門、字西僧、字南林、字丸山、字松葉、字大塚、字西下、字鶴石、字森崎、字伊藤田、字柳井田、字園木、字黒井及び字正迫地内

○建設省告示第五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年三月二十三日建設省告示第四十二号久山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項

の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

建設大臣 櫻内 護雄

一 施行者の名称 福岡県
二 都市計画事業の種類及び名称 久山都市計画道路事業三三二-2箱久山線
三 事業施行期間 自昭和四十九年三月二十三日至昭和五十七年三月三十一日

四 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○建設省告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年三月三日建設省告示第二百六十四号直方都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

建設大臣 櫻内 護雄

一 施行者の名称 福岡県
二 都市計画事業の種類及び名称 直方都市計画道路事業二一一五新坂敷下橋入線
三 事業施行期間 自昭和四十六年三月三日至昭和五十六年三月三十一日

四 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

国会事項

衆議院

通知書受領

二月三日内閣から衆議院議員木原実提出新東国際空港公園の海岸法違反行為の疑義に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十三年三月四日までを答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二月四日議員から次の議案が提出された。衆議院代表訴訟に関する法律案（宮崎正彦外一名発議）(参第一号)

二月四日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

衆議院代表訴訟に関する法律案（宮崎正彦外一名発議）(参第一号)

法務委員会に付託

人事異動

内閣

(構造改善局長) 農林事務官 大嶋 敏彦
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる

日本国における国際連合の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる (二月三日)

簡易裁判所に任命する (二月四日) 桃井 英夫

(東京家庭裁判所判事) 判事 田中加藤男
別に依り本官を免する (二月五日)

防衛庁

○停年退官
陸上自衛隊熊本地区備隊付一等陸佐金子藤雄、航空自衛隊第五術科団付一等空佐水井浄治は、昭和五十三年二月六日限り停年退官

法務省

○定年退官
松山区検察庁副検事柴神徳三郎は、検察庁法第二十二条により昭和五十三年二月五日限り定年退官

大蔵省

大蔵事務次官 吉瀬 維哉
財務官事務代理を免する (二月三日)

最高裁判所

簡易裁判所判事 桃井 英夫
名古屋簡易裁判所判事に補する (二月四日)

辞職 (建設部長)

建設部長 技師長員

要 媛 果

○収用委員会委員長再任
栗原金五右衛門委員長及び栗原、日再任された。

叙位叙賞

従六位に叙する
正五位に叙する
勲七等

従六位に叙し単光旭日章を授けらる (日本国有鉄道職員)
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

従七位に叙する
従七位に叙する
勲八等

○建設省告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年建設省告示第百四号周南都市計画及び熊本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 山口県 建設大臣 齊藤滋与史
- 二 都市計画事業の種類及び名称 周南都市計画及び熊本都市計画下水道事業(周南流域下水道)
- 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至昭和六十一年三月三十一日

○建設省告示第八十一号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- (一) 道路の種別 一般国道
- (二) 路線名 二百八号
- (三) 道路の区域

区	変更前	後	敷地の幅員	延長	備考
福岡県三池郡高田町大字渡瀬字	前 A	七・〇〇〇	九・八〇〇	〇・二四六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
	後 BA	七・五〇〇	二・三〇〇	〇・二五五	

四 図面縦覧場所 九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

○建設省告示第八十二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、昭和五十六年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
昭和五十六年一月二十七日
建設大臣 齊藤滋与史

国会会堂事項

開会式

第九十四回国会の開会式は、一月二十六日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。
衆議院議長は、左の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席をいただき、第九十四回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し上げます。
わが国をめぐる現下内外の諸情勢はきわめて多岐であり、緊急に解決すべき幾多の問題があります。
われわれは、この際、わが国の国際社会における立場を深く認識し、外に対しては、諸外国との

別： 法日 海日 限日 二 家

○建設省告示第千八百三十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十
九条第二項の規定により、都市計画法事業を認可し
たので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、
次のとおり告示する。
昭和五十六年十一月十八日

建設大臣 斎藤滋与史

一 施行者の名称 富山県
二 都市計画法事業の種類及び名称 富山高岡広域
都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、福
野都市計画、城端都市計画、井波都市計画、福
岡都市計画、庄川都市計画及び福光都市計画下
水道事業
小矢部川流域下水道

三 事業計画

(一) 事業施行期間 自昭和五十六年十一月十八
日至昭和六十四年三月三十一日

(二) 事業地

ア 取用の部分 富山県高岡市八ヶ二上町、
二上字梅田及び字四ヶ開、下八ヶ字下領及
び字孫開、南八ヶ字榎開及び字折、米島字
八ヶ島、伏木一丁目並びに城光寺字川原
内
イ 使用の部分 富山県高岡市二上町、二下
字山崎、字片山及び字丸山、下八ヶ字下領、
城光寺字榎開、字石田及び字川原、守禮
町二丁目、守禮町一丁目、長盛寺、波岡、
早川、扇町二丁目、羽広二丁目、羽広一丁
目、北島字浦町地、羽広、和田、上北島、
北島字住吉、福田、六家字赤三郎島、字道
ノ東、字畑田及び字前田、福光寺字福田、
字堂ノ口及び七百目、立野字北田、字東
筋、字沢、字西筋及び字東堂島、笹川字出
米野及び字古川、高田島字屋敷割、字瀬及
び字源左エ門、笹川字源左エ門、八ヶ、下
八ヶ字孫開及び字下領、二上字四ヶ開、米
島字向島及び字表向、舞北新字河原及び字
村上、熊町字中野、字大水川、字泉田、字
砂田、字揚久及び字打山、野村、大野、赤
祖父、野田二丁目、泉南三丁目、泉南四丁
目、東上岡、京田、下黒田字畑田及び字川
原、佐野、西福平蔵、十二町島、戸出市野
海字中筋島、戸出字度々御通、戸出字流
野島及び字般若坊、戸出伊勢領字川東島、
戸出町四丁目、戸出町三丁目、戸出准明寺
字大野一番割、戸出古戸字東島並びに戸
出行兼字流分及び字西中島地内、富山県西

砺波郡福岡町大野、福岡、下野、大滝、流
屋敷並びに本領地内
富山県小矢部市岡、片川、柳原、水牧、金
屋本江、野寺、赤倉、和沢、胡麻島、註
田、西島、新西、清沢、岩武並びに清水地
内
富山県東砺波郡福野町本江、岩武新、野尻、
柴田屋、映田、前田、三ツ屋並びに森地内
富山県西砺波郡福光町渡部、吉江中、田
中、荒木、高宮、吉江野、天池、縄蔵並び
に山田地内
富山県東砺波郡城端町細木字田島地内
富山県砺波市石丸、千代、宮丸、三郎丸、
十年明、新又、中村、高道、太郎丸並びに
五郎丸地内
富山県東砺波郡庄川町古上野字柳川島及び
字大島、後字新村島及び字大開、高柳字
十兵衛島、五ヶ字北島、字東下島及び字西
下島並びに天正字天保、字善田島、字土居
野島、字ノ島及び字福島地内
富山県東砺波郡井波町水戸地内

○建設省告示第千八百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
三条第一項の規定により、昭和五十三年建設省
告示第百四号周南都市計画、熊毛都市計画及び大
都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可した
ので、同法第二項の規定において準用する同法第
六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示
する。
昭和五十六年十一月十八日

建設大臣 斎藤滋与史

一 施行者の名称 山口県
二 都市計画法事業の種類及び名称 周南都市計
画、熊毛都市計画及び大和都市計画下水道事業
周南流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至昭
和六十二年三月三十一日

四 事業地

取用の部分 昭和五十三年建設省告示第百四号
及び昭和五十六年建設省告示第百八十号の事業
地に、山口県光市大字立野字正田、字安青、
字堂ノ下、字六ヶ坪、字大門、字大谷及び字
下和郎浴、並びに同県熊毛郡大和町大字東前
字一ノ瀬、字西ヶ谷及び字河原を加え、同県
光市大字立野字五反田地内において事業地を
変更する。
使用の部分 なし

Table with 10 columns: 道路, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨, 山梨. Each column contains a list of locations and administrative divisions.

イタリヤ共和国通関 (100) (ラビツキ)
オーストリア通関 (1) (ラビツキ)
メキシコ通関 (100) (ラビツキ)

○建設省告示第九百四十号

公共電気通関法(昭和二十八年法律第九十七号)第百一条第一項の規定に基づき、次のとおり水底線路の保護区域を指定する。

なお、昭和三十七年建設省告示第五百十四号(水底線路の保護区域を指定する等の件)の第十四号、昭和四十三年建設省告示第六百六十二号(水底線路の保護区域を指定する等の件)及び昭和五十一年建設省告示第四百五十七号(水底線路の保護区域を指定する等の件)の第八号に係る水底線路の保護区域の指定は廃止する。

昭和五十八年十二月七日

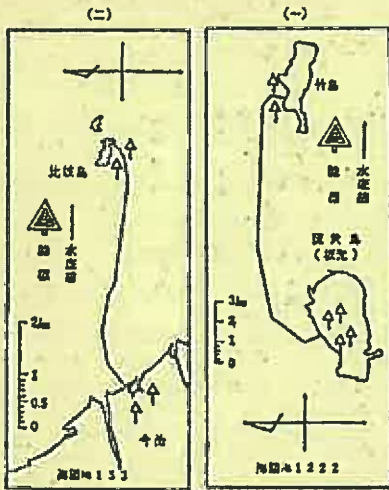
郵政大臣 松尾徳太郎

第一号

- 一 布設区間 筑紫高(坂元)～竹島間 (筑紫高(坂元)側) 鹿児島県鹿児島郡三島村大字筑紫高字坂元三一一番地
- (竹島側) 鹿児島県鹿児島郡三島村大字竹島字長瀬一番地
- 二 保護区域 線条の左右各五〇メートル以内
- 三 布設状況 水底線路一条 図面(一)のとおり

第二号

- 一 布設区間 今治～比岐島間 (今治側) 愛媛県今治市島生字比岐島新開一四八六番地
- (比岐島側) 愛媛県今治市今治村甲一四〇二番地



第三号

- 一 保護区域 線条の左右各五〇メートル以内
- 二 布設状況 水底線路一条 図面(二)のとおり

第四号

- 一 布設区間 小値賀～黒島間 (小値賀側) 長崎県北松浦郡小値賀町軍吹郷字瀬井場一三六一一三地区
- (黒島側) 長崎県北松浦郡小値賀町黒島郷井手の畑九七
- 二 保護区域 線条の左右各二〇メートル以内
- 三 布設状況 水底線路一条 図面(四)のとおり

第五号

- 一 布設区間 与島～岩黒島間 (与島側) 香川県坂出市与島町字東方五一四番地の一地区
- (岩黒島側) 香川県坂出市岩黒字岩黒一番地
- 二 保護区域 線条の左右各一〇メートル以内
- 三 布設状況 水底線路二条 図面(五)のとおり

14.00
216.00
152.50

111

○建設省告示第九百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年建設省告示第四百二号六日町都市計画及び旭川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月七日

建設大臣 内海 英男

- 一 施行者の名称 新潟県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 六日町都市計画及び旭川都市計画下水道事業魚野川流域下水道(六日町処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和五十七年三月十二日至昭和六十六年三月三十一日
- 四 事業地 取用の部分 昭和五十七年建設省告示第四百二号の事業地に新潟県南魚沼郡六日町大字六日町字鹿敷及び字道東、大字東泉田字新島、大字西泉田字下島、字千清、字不詳田、字沖、字浦田及び字前島、旭沢町大字島新田字村

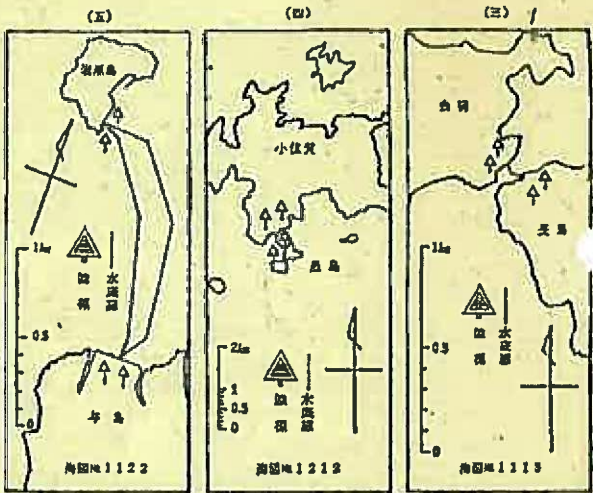
○建設省告示第九百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年建設省告示第四百四号岡南都市計画、鹿毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月七日

建設大臣 内海 英男

- 一 施行者の名称 山口県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 岡南都市計画、鹿毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
- 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至昭和六十六年三月三十一日



四 事 業 地

収用の部分 昭和五十三年建設省告示第百四号、昭和五十六年建設省告示第八十号及び昭和五十六年建設省告示第千八百三十七号の事業地に、山口県光市虹ヶ丘三丁目、中津川町一丁目、徳山三丁目、長門郡下田町上野田三丁目、長門郡下田町下野田三丁目、阿東郡阿東町大字小治原字和原、字石原、字保堂寺、字龍首寺、字竹の下、字川尻、字上川尻、字木代、字十楽、字中十楽、字下野下、字南ヶ谷、字清所、字下波留、字名原、字第四荒瀬、字第二荒瀬、字第一荒瀬、字山崎、字下波崎、字中波崎、字上波崎、字赤松及び字夜打崎

○最高裁判所告示第三号 最高裁判所判事藤崎昌里の免責会議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる免責会議員の予備議員の補充者は、昭和五十八年十一月三十日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事 横井 大三
昭和五十八年十二月七日
最高裁判所長官 寺田 治郎



衆議院 下野 一朗
議長 菅 野
副議長 菅 野
議長秘書 菅 野
副議長秘書 菅 野

人事異動

総 理 府

恩給審査委員会に任命する 長谷川 雄
田中 清定
順に依り恩給審査委員会を免する(以上十二月五日)

防 衛 庁

(長官官房広報課長) 防衛庁長 坪井 昭文
国防会議事務局に出席させる 竹下 昭
長官官房広報課長を命ずる 坪井 昭
長官官房副広報課長を命ずる 坪井 昭
長官官房副広報課長を命ずる 坪井 昭
長官官房副広報課長を命ずる 坪井 昭
長官官房副広報課長を命ずる 坪井 昭

法 務 省

○定年退官 仙台区検察庁副検事高橋繁雄は、検察庁法第十二条により十二月五日限り定年退官
運 輸 省
(名古屋鉄道局自動車部長) 友珠 徳夫
大臣官房情報管理課情報処理課システム分析室長に配置換する
(大臣官房人事課専門官) 崎木 光男
名古屋鉄道局自動車部長に昇任させる(以上十二月六日)

海 上 保 安 庁

(警備海上保安部次長) 海上保安 尾崎 雅昭
警備海上保安部長上野政久病氣療養中同部長の事務代理を命ずる
警備局長の事務代理を命ずる(以上十二月五日)

郵 政 省

(大阪中央郵便局長) 郵政事務 扶瀨 寿
住之江郵便局を命ずる(以上十二月五日)

叙 位 叙 勳

(大阪府立大学名誉教授) 従四位 正六位

従五位に叙する (各通)
正六位 正六位
正六位に叙する(以上十一月三日)

(長官官房広報課長) 防衛庁長 坪井 昭文

正五位に叙する
正六位 正六位
正六位に叙する(各通)(以上十一月四日)
正六位 正六位
正六位に叙する(各通)(十一月五日)

法 務 省

正五位に叙する (各通)(十一月五日)
正五位に叙する
正六位 正六位
正六位に叙する(各通)(十一月六日)
正六位に叙する (各通)
正四位に叙する (各通)
正五位 正五位
正五位に叙する (各通)
正四位に叙する (各通)
正六位に叙する (各通)

海 上 保 安 庁

正五位に叙する (以上十一月七日)
正五位 正五位
正五位に叙する (各通)
正六位に叙する (各通)
正六位に叙する (各通)

郵 政 省

正六位に叙する (各通)
正六位に叙する (各通)(以上十一月九日)
正五位に叙する (各通)(十一月十日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)

(空將補) 正五位

従四位に叙する
正六位 正六位
正六位に叙する (各通)

(東京部公立学校校長) 従六位
正六位 正六位
正六位に叙する (各通)(以上十一月九日)

(栃木県部費町公立学校校長) 正六位

正六位に叙する (各通)(十一月九日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)
正六位に叙する (各通)(十一月十日)

(宮城県宮城町公立学校校長)

正六位に叙する (以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)

(宮城県宮城町公立学校校長)

正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(十一月十二日)

(山口大学名誉教授)

正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)
正六位に叙する (各通)(以上十一月十二日)

岩手県 盛岡本町郵便局 同



建設省告示第千八百四十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十
九条第二項の規定により、都市計画事業の認可を
したので、同法第六十二条第一項の規定に基づ
き、次のとおり告示する。

昭和六十二年十月二十九日

- 一 施行者の名称 建設大臣 天野 光晴
- 二 都市計画事業の種類及び名称 大分都市計画
道路事業三、一、一号臨海産業道路
- 三 事業施行期間 自昭和六十二年十月二十九日
至昭和六十九年三月三十一日
- 四 事業地 取用の部分 大分県大分市王子北
町、大字駄原字豊久北浦、大字勢家字春日浦及
び勢家町4丁目地内

建設大臣 天野 光晴
建設省告示第千八百四十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十
九条第二項の規定により、都市計画事業の認可を
したので、同法第六十二条第一項の規定に基づ
き、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 建設大臣 天野 光晴
- 二 都市計画事業の種類及び名称 大分都市計画
道路事業三、二、五号生石下郡線
- 三 事業施行期間 自昭和六十二年十月二十九日
至昭和六十六年三月三十一日
- 四 事業地 取用の部分 大分県大分市大字下郡
字内ヶ迫、字松ヶ迫及び字羽根山並びに大字
西明野地内

建設大臣 天野 光晴
建設省告示第千八百四十七号
日本道路公団において次のように道路の区域を決定したので、高速度自動車国道法(昭和三十二年法律
第七十九号)第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、昭和六十二年十月二十九日から三十日間建設省中国地方建設局において一般の観
覧に供する。
昭和六十二年十月二十九日

建設省告示第千八百四十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
三條第一項の規定により、昭和五十三年建設省告
示第百四号周南都市計画、熊毛都市計画、大和都
市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事
業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項
の規定において準用する同法第六十二条第一項の
規定に基づき、次のとおり告示する。
昭和六十二年十月二十九日

- 一 施行者の名称 建設大臣 天野 光晴
- 二 都市計画事業の種類及び名称 周南都市計
画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計
画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至昭
和六十六年三月三十一日
- 四 事業地
取用の部分 昭和五十三年建設省告示第百四
号、昭和五十六年建設省告示第八十号、昭和
五十六年建設省告示第千八百三十七号及び昭
和五十八年建設省告示第千九百三十五号の事
業地に、山口県光市大字小周切字上取福、字
下取福及び字沖千田を加える。

建設大臣 天野 光晴
建設省告示第千八百四十六号
次のように共同溝を整備すべき道路を指定した
ので、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和
三十八年法律第八十一号)第三條第四項の規定に
基づき、告示する。
昭和六十二年十月二十九日

- 道路の種類 路線名 区 間
- 一般国道 二号 尼崎市梶ヶ島百六十
一番地先から同市杭
瀬本町一丁目九十七
番一先まで
- 神戸市中央区波止場
町一番一号地先から
同市兵庫区東柳原町
九十五番一先まで

建設大臣 天野 光晴

路線名 山陽白
道路の区域

- 岡山県都窪郡早島町
字袖ノ木谷四九三番
倉敷市島羽字明見
岡山県浅口郡船穂町
大字船穂字木出場
岡山県吉備郡真備町
上二万字法記一九
岡山東条郡金光町
三まで
- 岡山県浅口郡鴨方町
字指田二二三番二
岡山県浅口郡里庄
西石垣九一四九番
空岡市今立字塔谷一
まで
- 福山市坪生町字神長
まで

参議院参事に任ずる
渉外部長を命ずる
(渉外部長)
外務省へ出向を命ずる

- 内 閣
- 環境庁長官
- 日米環境保護協力
調整委員会日本政府
環境事務次官
(経済局長)
- 日米環境保護協力
調整委員会日本政府
(イタリヤ国)
- 特命全權大使
農林水産省
イタリヤ国ローマ
業務閣第二十四回
通)

一 施行者の名称 高知県
 二 都市計画事業の種類及び名称 室戸都市計画
 公園事業九・六・一号室戸広域公園
 三 事業施行期間 自平成三年三月七日至平成十
 二年三月三十一日
 四 事業地 取用の部分 高知県室戸市領家蔵戸
 字北花折谷、字池田、字木原、字溝井田、字下
 木原、字コトガ丸、字楠木、字向イ山、字楠
 木山、字真横、字マバ、字奥本谷、字大テノホ
 シ地内
 ○建設省告示第四百六十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
 三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計
 画の変更を認可したので、同条第二項の規定にお
 いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基
 き、次のとおり告示する。
 平成三年三月七日 建設大臣 大塚 隆司

一 施行者の名称 東京都
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十五年
 建設省告示第九十七号日野都市計画及び八王
 子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水
 道
 三 事業施行期間 自昭和五十五年六月三日至平
 成八年三月三十一日
 四 事業地 取用の部分 変更なし
 使用の部分 昭和五十五年建設省告示第九十四
 七号、昭和五十八年建設省告示第九百四十四
 号、昭和六十三年建設省告示第二百五十一号
 の事業地に日野市大字石田、大字新井、大字
 下田、大字方願寺、大字日野、日野本町六丁
 目、日野本町七丁目、日野本町五丁目及び米
 町一丁目を加える。
 五 取用の手続が保留される事業地 変更なし
 ○建設省告示第四百七十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
 三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計
 画の変更を認可したので、同条第二項の規定にお
 いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基
 き、次のとおり告示する。
 平成三年三月七日 建設大臣 大塚 隆司

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年
 建設省告示第百四号周南都市計画、熊毛都市計
 画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市
 計画下水道事業周南流域下水道
 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至平
 成八年三月三十一日
 四 事業地 変更なし
 ○建設省告示第四百七十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
 三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計
 画の変更を認可したので、同条第二項の規定にお
 いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基
 き、次のとおり告示する。
 平成三年三月七日 建設大臣 大塚 隆司

一 施行者の名称 東京都
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十五年
 建設省告示第九十七号日野都市計画及び八王
 子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水
 道
 三 事業施行期間 自昭和五十五年六月三日至平
 成八年三月三十一日
 四 事業地 取用の部分 変更なし
 使用の部分 昭和五十五年建設省告示第九十四
 七号、昭和五十八年建設省告示第九百四十四
 号、昭和六十三年建設省告示第二百五十一号
 の事業地に日野市大字石田、大字新井、大字
 下田、大字方願寺、大字日野、日野本町六丁
 目、日野本町七丁目、日野本町五丁目及び米
 町一丁目を加える。
 五 取用の手続が保留される事業地 変更なし
 ○建設省告示第四百七十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十
 三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計
 画の変更を認可したので、同条第二項の規定にお
 いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基
 き、次のとおり告示する。
 平成三年三月七日 建設大臣 大塚 隆司

国会事項

人事異動

衆議院
 通知書受領 三月五日内閣から衆議院議員竹内盛徳出一時私
 い養老保険の配当金返付決定に関する質問に対し
 て、質問事項について検討する必要があり、これ
 に日時を要するため、平成三年三月十三日までに
 答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定
 による通知書を受領した。
 参議院
 議事日程 三月六日の議事日程は次のとおり。
 議事日程 第十二号
 平成三年三月六日(水曜日)
 午後四時開議
 第一 平成二年度特別会計補正予算(第二号)
 第二 平成二年度特別会計補正予算(特別号)
 議案付託(予備審査)
 三月五日議決は、次の内閣法付案を委員会に付
 託した。
 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正す
 る法律案(附法律第二十七号)
 文書委員会に付託
 報告書提出 三月五日委員長から次の報告書を出した。
 平成二年度一般会計補正予算(第二号)及び平
 成二年度特別会計補正予算(特別号)審査開
 告書

内閣

(警察庁警備局付)警視正 福田 秀男
 内閣調査官の兼任を解除する。(三月五日)
 防衛庁
 ○定年退官
 陸上自衛隊通橋学校付一等陸佐石渡常夫は三月
 六日限り定年退官
 経済企画庁
 (経済企画部参事官、物産局審議
 官) 総務府事務官 里田 武臣
 兼任依り本官を免ずる
 (経済企画部参事官、国民生活局
 審議官) 同 小川 雅敏
 物産局審議官に兼って指名する。(以上三月五日)
 法務省
 藤井 大郎 工藤 市 小橋 登
 橋本 浩 田中 敬夫 内藤 朗雅
 待野 貞雄 渡部 洋
 平成三年度土地家屋調査士試験委員(兼試験担
 当)に任命する
 任期は平成三年十二月三十一日までとする(各通)
 (三月六日)

官庁事項

郵政省告示第58号の2第1項のカーFの格式変更
 郵政省告示第58号の2第1項のカーFの格式変更
 平成元年3月27日付官報第58号で公示した規定を第58号カーF(カーF発行者の名称:株式会社
 日本交通公社、カーF発行者の住所:〒100 東京都千代田区丸の内一丁目6番4号、設定年月
 日:昭和62年3月19日)の格式を、平成3年3月1日から次のとおり変更することを承認したので、
 昭和59年郵政省告示第44号(郵便貯金規則第52条の3の2第1項の基準等を定める件)の規定に基
 き公示する。
 なお、昭和62年3月25日付官報第18028号及び平成元年3月27日付官報第58号で公示した格式
 のカーF(認定番号第35号カーF)で現に存するものについては、当該カーFに係る郵政省が指定し
 た期限法の取扱い期間が経過するまでは、その効力を有する。
 平成3年3月7日 建設大臣 大塚 隆司

○運輸省告示第五百九十三号
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十二条の四第一項の規定により、平成七年九月一日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。
平成七年九月十三日
運輸大臣 平沼 赳夫

海上保安庁告示第四百号
海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。
平成七年九月十三日
海上保安庁長官 森野 裕

第一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識(昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PM 63 なとり」を削る。
第二条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PL 14 さつせ」を削る。
第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PM 01 てしお」を「PM 01-なつ」に改める。

第四条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 118 ゆうな」を削る。
第五条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PM 14 せんたい」を「PM 14-せんたい」に改める。
第六条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PL 03 くだか」を「PL 03-くだか」に改める。

第七条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 119 あだん」を削る。
第八条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PM 64 からつ」を削る。
第九条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 68 たちかぜ」を「CL 68-たちかぜ」に改める。

第十条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 117 てい」を削る。
第十一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 70 ゆうな」を「CL 70-ゆうな」に改める。

第十二条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「PM 95 あまみ」を「PM 95-あまみ」に改める。

第十三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「CL 68 たちかぜ」を「CL 68-たちかぜ」に改める。

第十四条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表通視船の部中「HS 31 あかし」を削る。
第十五条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表測量船の部中「HS 22 いそしお」を「HS 22-いそしお」に改める。

この告示中、第一条の規定は平成七年九月十四日から、第二条の規定は同年九月二十二日から、第三条の規定は同年十月四日から、第四条の規定は同年十月十七日から、第五条の規定は同年十月十九日から、第六条の規定は同年十月二十六日から、第七条の規定は同年十月二十七日から、第八条の規定は同年十月三十日から、第九条の規定は同年十一月一日から、第十条の規定は同年十一月九日から、第十一条の規定は同年十一月十三日から、第十二条及び第十三条の規定は同年十一月二十四日から、第十四条の規定は同年十二月四日から、第十五条の規定は同年十二月二十日から施行する。
郵政大臣 井上 一成

○建設省告示第五百八十六号
放射線医学総合研究所(二六三)千葉県千葉市稲毛区六川四丁目九番一号 科学技術庁
○建設省告示第五百八十七号
東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成七年九月十三日
建設大臣 森 喜明

秋田県由利郡西目町沼田字新道下五四番一から同町沼田字新道下五一番一まで
図面縦覧場所 東北地方建設局及び同局秋田工事事務所
○建設省告示第五百八十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成七年九月十三日
その関係図面は、平成七年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
建設大臣 森 喜明

秋田県由利郡西目町沼田字新道下二四〇番一から同町沼田字新道下四三八番一まで
図面縦覧場所 東北地方建設局及び同局秋田工事事務所
供用開始の期日 平成七年九月十三日
建設大臣 森 喜明

○建設省告示第五百八十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年九月十三日
建設大臣 森 喜明

〇郵政省告示第四百二十二号
郵便規則(昭和二十二年通借省令第三十四号)
第四十条の規定に基づき、平成八年八月八日に発



〇郵政省告示第四百二十三号
郵便規則(昭和二十二年通借省令第三十四号)
第四十条の規定に基づき、平成八年八月八日に発

〇郵政省告示第四百二十三号
郵便規則(昭和二十二年通借省令第三十四号)
第四十条の規定に基づき、平成八年八月八日に発

〇郵政省告示第四百二十三号
郵便規則(昭和二十二年通借省令第三十四号)
第四十条の規定に基づき、平成八年八月八日に発



〇建設省告示第六百四十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十

〇建設省告示第六百四十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十

〇建設省告示第六百四十四号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二條の

〇建設省告示第六百四十五号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百四十六号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百四十七号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百四十八号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百四十九号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百五十号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百五十一号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百五十二号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

〇建設省告示第六百五十三号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六條第

Table with 2 columns: 指定番号 (Designation Number) and 両面せっこうボード (Double-sided Gypsum Board).

建設大臣 中尾 栄一

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年建設省告示第七百四十三号田布施都市計画道路事業三・四・三号八和田定井手線
 三 事業施行期間 自平成四年十月二十二日至平成十四年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第三十七号
 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十三年三月二十三日

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成七年建設省告示第六十九号平生都市計画道路事業三・四・四号中央線
 三 事業施行期間 自平成七年二月三日至平成十五年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第三十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十三年三月二十三日

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年建設省告示第四十一号周南都市計画道路事業三・五・百七号島田市島田駅前線、三・四・百十七号花園島田線及び三・四・百三号虹ヶ丘森ヶ峰線
 三 事業施行期間 自昭和五十二年二月七日至平成十八年三月三十一日
 四 事業地 変更なし

○中国地方整備局告示第四十一号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十三年三月二十三日

三 事業施行期間 自平成五年一月十一日至平成十五年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし
 ○中国地方整備局告示第三十九号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十三年三月二十三日

一 施行者の名称 鳥取県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二年建設省告示第五百二二号鳥取都市計画道路事業二・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大工町土居叶線
 三 事業施行期間 自平成二年八月二十八日至平成十六年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第四十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十三年三月二十三日

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第百四十四号周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至平成十八年三月三十一日
 四 事業地 変更なし

○中国地方整備局告示第二十一号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十三年三月二十三日

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第百四十四号周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至平成十八年三月三十一日
 四 事業地 変更なし

九 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
 安来市佐久保町字窪田八三一番一から島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字恵比須九六一番一まで 中国地方整備局、同局松江国道工事事務所及び日本道路公団中国支社
 島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字恵比須九五一番一から松江市東津田町字井手平一七九三番四まで 中国地方整備局及び同局松江国道工事事務所
 (ただし、関係図面に表示する部分のみ)
 松江市乃木福富町字松本四四番一地先官有無番地から島根県八束郡玉湯町大字布志名七七二番二五まで (ただし、関係図面に表示する部分のみ)

○四国地方整備局告示第二十一号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十三年三月二十三日

その関係図面は、平成十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十三年三月二十三日 四国地方整備局長 福田 昌史

三十一号 香川県綾歌郡綾歌町栗原東字若狭八八〇番五から同町栗原西字東津畑一七八番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 四国地方整備局及び同局香川工事事務所

○四国地方整備局告示第二十二号
 日本道路公団が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十三年三月二十三日 四国地方整備局長 福田 昌史

その関係図面は、平成十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十三年三月二十三日 四国地方整備局長 福田 昌史

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 十一号
 (三) 道路の区域

変更前 敷地の幅員 延長 備考
 香川県大川郡津田町鶴羽字東良 前 BA 二〇・五〇〇一五〇〇〇 二九・四二〇 上記A及びBは、
 谷二二六五番一から高松市上天 二一・四〇〇三二〇〇〇 二四・二七四 関係図面に表示す
 神町字中坪五二九番一まで 後 BA 二一・四〇〇三二〇〇〇 二四・二七四 う敷地の区分をい

図面縦覧場所 国土交通省四国地方整備局、同局香川工事事務所及び日本道路公団四国支社、同社高松工事事務所

○中国地方整備局告示第三十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十年建設省告示第六十六号周南都市計画道路事業三・四・百三号紅ヶ丘森ヶ峠線、三・五・百十一号川園線及び三・五・百十二号原線
 三 事業施行期間 自平成十年一月二十二日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第三十九号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

○中国地方整備局告示第四十号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

○中国地方整備局告示第四十一号
 都市計画法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

- (一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 九号
 (三) 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前 | 後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-----|---------------|-----|----|-------|---------|------|
| 益田市 | 遠田町二四〇七番五から | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 一一・八〇〇 | メートル |
| | 同市遠田町二四〇五番一まで | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 一一・八〇〇 | メートル |
| 益田市 | 遠田町二四〇五番一から | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 七〇・〇〇〇 | メートル |
| | 同市須子町六八三番一まで | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 一六二・〇〇〇 | メートル |
| 益田市 | 須子町六八三番一から | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 一六二・〇〇〇 | メートル |
| | 同市須子町六八三番一まで | 前 | 後 | 八・五〇〇 | 一六二・〇〇〇 | メートル |
- (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所
 (二) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 五十四号及び百八十三号

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二年建設省告示第千六百六十八号柳井都市計画公園事業六・五・一柳井ウエルネスパーク
 三 事業施行期間 自平成二年十月五日至平成二十五年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第四十号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

一 施行者の名称 山口県
 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第百四号周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
 三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至平成二十三年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

- (一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 三十二号及び三百七十七号
 (三) 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前 | 後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-----|----|-------|---------|------|
| 九鬼市 | 椋歌町岡田上字今茂三八 | 前 | 後 | 七・〇〇〇 | 五五・三二二 | メートル |
| | 八番一から同県仲多度郡まんのう町夏田字中手五〇六番二まで | 前 | 後 | 一・六六〇 | 一〇一・五〇〇 | メートル |
| 徳島県 | 海部郡海部町浅川字大田四五番一から同町浅川字大田七〇番三まで | 前 | 後 | 一・一六〇 | 一八・八三五 | メートル |
| | 同町浅川字大田七〇番三まで | 前 | 後 | 一・一六〇 | 一八・八三五 | メートル |
- (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
 (二) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 三十二号及び三百七十九号
 (三) 道路の区域

(三) 道路の区域

区	間	変更前	後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸高田市	吉田町桂字宮迫二二番一から同市吉田町桂字八七五番一まで	前	後	一一・〇〇〇	一八・三〇〇	メートル
	同市吉田町桂字宮迫二二番一から同市吉田町桂字八七五番一まで	前	後	一一・〇〇〇	一八・三〇〇	メートル

(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
 ○中国地方整備局告示第四十二号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

○中国地方整備局告示第四十二号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

○中国地方整備局告示第四十二号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月三十一日
 中国地方整備局長 北橋 達治

- (一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 五十五号
 (三) 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前 | 後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-----|--|-----|----|--------|--------|------|
| 三豊市 | 財田町財田上字栗の尾七七八番二二から同市財田町財田上字栗の尾七七八番二四まで | 前 | 後 | 一一・五六〇 | 一八・二〇〇 | メートル |
| | 同市財田町財田上字栗の尾七七八番二四まで | 前 | 後 | 一一・五六〇 | 一八・二〇〇 | メートル |
- (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
 (二) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 三十二号及び三百七十九号
 (三) 道路の区域

○近畿地方整備局告示第九十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年三月二十九日
近畿地方整備局長 上総 周平

一 施行者の名称 京都府
二 都市計画事業の種類及び名称 相楽都市計画道路第33-1・17号東中央線及び33-5・13号木津加茂線
三 事業施行期間 自平成二十三年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 京都府木津川市大字木津小字初田、大字鹿背山小字背嶺、鹿背山背嶺、鹿背山鹿口、鹿背山西大平、鹿背山東大平、鹿背山当田、鹿背山塩田、木津東小林、木津白口、山城町上粕森ノ前及び山城町上粕清ヶ谷地内
使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第九十一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十九日
近畿地方整備局長 上総 周平

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四十二号
(三) 道路の区域

Table with columns: 変更前, 変更後, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes a diagram showing road layout changes with labels like DCBA, CBA, and distances in meters.

四 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所
○中国地方整備局告示第五十九号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 福田 功

一 施行者の名称 山口県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第百四号周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道事業周南流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十三年二月七日至平成二十八年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第六十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 福田 功

○中国地方整備局告示第六十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 福田 功

一 施行者の名称 山口県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十五年建設省告示第千九十八号山口都市計画公園事業九・六・一維新百年記念公園
三 事業施行期間 自昭和五十五年六月二十三日至平成二十六年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第六十二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 福田 功

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二一七号
(三) 道路の区域

Table with columns: 変更前, 変更後, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes a diagram showing road layout changes with labels like DCBA, CBA, and distances in meters.

四 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所
○中国地方整備局告示第六十三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 福田 功

一 供用開始の期日 平成二十三年三月二十九日
二 道路の種類 一般国道
三 路線名 二一七号
四 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十九日
中国地方整備局長 足立 敏之

(3) 新旧概要表

項目	旧計画			比率	新計画			備考	
	全体計画	事業計画	比率		全体計画	事業計画	比率		
計画目標年次	平成27年度				平成34年度				
排除方式	分流式				分流式				
処理区域面積 (ha)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	1,275.8 319.0 (139.5) 300.0 (38.0) 404.7 619.7 2,919.2	1,105.1 202.7 290.6 (38.0) 378.8 619.7 2,596.9	43.7% 10.9% 10.3% 13.9% 21.2%	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	1,279.4 319.0 (139.5) 300.0 (38.0) 404.7 619.7 2,922.8	1,121.7 202.7 290.6 (38.0) 378.8 619.7 2,613.5	43.8% 10.9% 10.3% 13.8% 21.2%	特環37.1ha含む 農集139.5ha含まない 玖珂処理分区(旧周東町分含む)、農集38.0ha含まない
人口	行政人口 (人)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	45,502 11,064 11,395 14,300 82,261	50,601 11,616 12,943 15,700 90,860	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	45,500 9,771 11,789 13,300 80,360	48,500 9,280 10,837 14,200 82,817	旧光市、旧大和町	
	計画処理人口 (人)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	36,120 4,030 8,993 6,822 12,370 68,135	38,300 4,180 9,169 6,739 13,310 71,698	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	36,990 3,740 8,265 6,228 11,500 66,721	37,330 3,830 8,310 6,330 12,280 68,080	55.4% 5.6% 12.4% 9.3% 17.2%	農集は含まない 玖珂処理分区(旧周東町分含む)、農集は含まない
汚水産原単位	家庭汚水量 (L/人・日)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	310 445 665 310 445 665 310 445 665 310 445 665 240 340 515 240 340 515	310 445 665 310 445 665 310 445 665 310 445 665 240 340 515 240 340 515	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	290 415 700 290 415 700 315 445 755 315 445 755 230 325 550 230 325 550	290 415 700 290 415 700 315 445 755 315 445 755 230 325 550 230 325 550	給水実績の傾向を考慮して設定 -20L/人・日 -20L/人・日 +5L/人・日 +5L/人・日 -10L/人・日 -10L/人・日	
	地下水露 (L/人・日)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 70 70 70 70 70 70	90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 70 70 70 70 70 70	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	20 20 20 20 20 20 90 90 90 90 90 90 65 65 65 65 65 65	20 20 20 20 20 20 90 90 90 90 90 90 65 65 65 65 65 65	-70L/人・日 -70L/人・日 変更なし 変更なし -5L/人・日 -5L/人・日	
計画汚水量 (m3/日)	家庭汚水量 (m3/日)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	11,198 16,073 24,020 1,249 1,793 2,680 2,788 4,002 5,980 2,053 2,947 4,404 2,969 4,206 6,370 20,257 29,021 43,454	11,873 17,045 25,469 1,296 1,860 2,780 2,842 4,080 6,097 2,089 3,004 4,481 3,193 4,524 6,855 21,294 30,509 45,682	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	10,728 15,350 25,893 1,085 1,552 2,618 2,603 3,678 6,240 1,963 2,772 4,702 2,644 3,739 6,326 19,023 27,091 45,779	10,825 15,492 26,131 1,111 1,589 2,681 2,618 3,698 6,274 1,995 2,817 4,779 2,825 3,992 6,755 19,374 27,588 46,620	56.7% 5.7% 13.6% 10.2% 13.8%	日最大で 1,553m3/日の減 271m3/日の減 382m3/日の減 183m3/日の減 532m3/日の減 2,921m3/日の減
	工場排水 (f)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	2,466 2,466 4,932 - - - - - - 100 100 200 - - - 2,566 2,566 5,132	2,466 2,466 4,932 - - - - - - 100 100 200 - - - 2,566 2,566 5,132	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	1,179 1,179 2,358 5 5 10 6 6 12 105 105 210 94 94 188 1,389 1,389 2,778	1,178 1,178 2,356 4 4 8 6 6 12 105 105 210 94 94 188 1,387 1,387 2,774		
	その他汚水量 (農集及び温泉排水) (g)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	680 910 1,284 332 444 626 - - - 390 390 780 1,402 1,744 2,690	- - - 322 430 607 - - - 390 390 780 712 820 1,387	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	440 618 1,022 235 310 490 - - - 85 120 240 760 1,048 1,752	- - - 255 337 532 - - - 85 120 240 340 457 772	農集農集から流入 農集農集から流入 温泉排水	
	地下水露 (h)	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	3,251 3,251 3,251 363 363 363 809 809 809 595 595 595 866 866 866 5,884 5,884 5,884	3,447 3,447 3,447 376 376 376 825 825 825 606 606 606 932 932 932 6,186 6,186 6,186	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	740 740 740 75 75 75 744 744 744 561 561 561 748 748 748 2,868 2,868 2,868	746 746 746 77 77 77 748 748 748 569 569 569 798 798 798 2,938 2,938 2,938	2,701m3/日の減 299m3/日の減 77m3/日の減 37m3/日の減 134m3/日の減 3,248m3/日の減	
	放流水質 (mg/ℓ)	旧光市 旧大和町 光市計 旧玖珂町 旧周東町 岩国市計 旧熊毛町 計	16,915 21,790 32,203 2,292 3,066 4,327 19,207 24,856 36,530 3,929 5,255 7,415 2,748 3,642 5,199 6,677 8,997 12,614 4,225 5,462 8,016 30,109 39,215 57,160	17,786 22,958 33,848 1,672 2,236 3,156 19,458 25,194 37,004 3,989 5,335 7,529 2,795 3,706 5,287 6,784 9,041 12,816 4,515 5,846 8,567 30,758 40,081 58,387	旧光市 旧大和町 旧玖珂町 旧周東町 旧熊毛町 計	12,647 17,269 28,991 1,605 2,250 3,725 14,252 19,519 32,716 3,588 4,738 7,486 2,629 3,438 5,473 6,217 8,176 12,959 3,571 4,701 7,502 24,040 32,396 53,177	12,748 17,416 28,233 1,192 1,670 2,766 13,941 19,086 31,999 3,627 4,789 7,566 2,669 3,491 5,558 6,296 8,280 13,124 3,802 5,004 7,981 24,039 32,370 53,104	5,542m3/日の減 566m3/日の減 6,108m3/日の減 546m3/日の減 215m3/日の減 761m3/日の減 842m3/日の減 7,711m3/日の減	
処理施設	水処理方式	周南浄化センター 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法(8)+凝集剤併用型高度処理OD法(6)+急速ろ過法	周南浄化センター 標準活性汚泥法(8) 凝集剤併用型高度処理OD法(2)	周南浄化センター 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法(8)+凝集剤併用型高度処理OD法(4)	周南浄化センター 標準活性汚泥法(8) 凝集剤併用型高度処理OD法(2)	OD法: オキシデーションディッチ法			
	汚泥処理方式	濃縮→消化→脱水→コンポスト 埋立 約140,000㎡ 39,600m3/日 標準 - ST系 21,000m3/日(8池) OD系 18,600m3/日(6池)	濃縮→消化→脱水→コンポスト 埋立 約140,000㎡ 40,200m3/日 標準 34,000m3/日(8池) OD系 6,200m3/日(2池)	濃縮→消化→脱水→コンポスト 埋立 約140,000㎡ 32,600m3/日 標準 - ST系 21,000m3/日(8池) OD系 11,600m3/日(4池)	濃縮→消化→脱水→コンポスト 埋立 約140,000㎡ 39,800m3/日 標準 34,000m3/日(8池) OD系 5,800m3/日(2池)	標準: 標準活性汚泥法 ST系: ステップ流入式多段硝化脱窒法 OD系: 高度処理オキシデーションディッチ法			
	流入水質(mg/ℓ)	BOD 200 T-N 40 T-P 5.1	BOD 200 T-N 40 T-P 5.1	BOD 150 T-N 27 T-P 3.0	BOD 150 T-N 27 T-P 3.0				
	放流水質(mg/ℓ)	BOD 9 T-N 14 T-P 0.9 (COD 9 SS 40)	BOD 15 T-N 14 T-P 2.6	BOD 15 T-N 14 T-P 2.6 (COD 25 SS 40)	BOD 15 T-N 14 T-P 2.6	① 既存施設(標準法) ② 増設または将来改造施設(高度処理)			
放流先の名称	水質環境基準 利水状況	光地先水域 A-I 漁業	光地先水域 A-I 漁業	光地先水域 A-I 漁業	光地先水域 A-I 漁業				

(4) 下水道法事業変更計画書

周南流域下水道事業変更計画書

流域下水道管理者	山口県知事
工事着手の年月日	昭和53年1月28日
工事完成の予定年月日	平成28年3月31日 平成35年3月31日

(第1表)

予定処理区及び流域下水道との接続箇所調書												
処理区域の面積		2,596.9 ha 2,613.5 ha		処理区域の地名		光市、岩国市、周南市の各一部 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」						
区 の 名 称	都 市 名	流 域 関 連 公 共 下 水 道 の 名 称	処 理 分 区 の 名 称	面 積 (ヘクタール)	流 域 下 水 道 と の 接 続 箇 所 の 番 号	流 域 下 水 道 と の 接 続 箇 所 の 位 置	接 続 す る 流 域 下 水 道 の 幹 線 名	摘 要				
								上段	日平均	予定水質(mg/L)		
								中段	日最大	BOD	COD	SS
								下段	時間最大	T-N	T-P	
周 南 処 理 区	光 市	光 市 流 域 関 連 公 共 下 水 道	光第1 処理分区	56.0	8	光市上島田 三丁目	島田川 幹線	672m ³ /日 899m ³ /日 1,268m ³ /日 457m ³ /日 629m ³ /日 1,052m ³ /日	175 155	80 83	135 180	
			光第2 処理分区	42.8	9	光市中島田 一丁目	島田川 幹線	773m ³ /日 935m ³ /日 1,492m ³ /日 352m ³ /日 485m ³ /日 811m ³ /日	237 156	106 83	271 181	
			光第3 処理分区	548.5 548.8	10	光市島田 二丁目	島田川 幹線	8,814m ³ /日 11,321m ³ /日 16,792m ³ /日 5,646m ³ /日 7,866m ³ /日 13,069m ³ /日	201 163	128 87	191 189	
			光第4 処理分区	202.4 202.0	11	光市木園 一丁目	島田川 幹線	2,832m ³ /日 3,788m ³ /日 5,345m ³ /日 2,167m ³ /日 3,041m ³ /日 5,033m ³ /日	175 167	80 89	135 194	
			光第5 処理分区	114.0	12	光市浅江 三丁目	島田川 幹線	1,572m ³ /日 2,103m ³ /日 2,967m ³ /日 1,240m ³ /日 1,740m ³ /日 2,880m ³ /日	175 167	80 89	135 194	
			光第6 処理分区	158.1	13	光市虹ヶ丘 三丁目	島田川 幹線	3,123m ³ /日 3,912m ³ /日 5,984m ³ /日 2,887m ³ /日 3,655m ³ /日 6,388m ³ /日	210 112	157 60	225 131	
			大和 処理分区	202.7	7	光市大 字東荷 字河隅	大和幹 線	1,672m ³ /日 2,236m ³ /日 3,156m ³ /日 1,192m ³ /日 1,670m ³ /日 2,766m ³ /日	175 166	80 89	135 193	

流域下水道処理区 の名称	都市名	流域関連公共下水道 の名称	処理分区の名称	面積 (ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所的位置	接続する流域下 水道の幹線名	摘 要				
								上段	日平均	予定水質(mg/L)		
										BOD	COD	SS
								中段	日最大	T-N	T-P	
下段	時間最大											
周南処理区	岩国市	岩国市流域関連公共下水道	玖珂処理分区	290.6	1	岩国市玖珂町 字有延	島田川幹線	3,989m ³ /日 5,335m ³ /日 7,529m ³ /日 3,627m ³ /日 4,789m ³ /日 7,566m ³ /日	175 133	80 71	135 154	農業集落排水事業(玖珂地区)については、 事業者及び管理者は岩国市産業振興部農 林振興課 322m ³ /日 430m ³ /日 607m ³ /日 255m ³ /日 337m ³ /日 532m ³ /日
			処理分区 5	25.5	2-5	岩国市周東町 上久原字西山 下	島田川幹線	49m ³ /日 65m ³ /日 91m ³ /日 33m ³ /日 43m ³ /日 68m ³ /日	173 131	80 69	133 152	
			処理分区 4	74.8	2-1	岩国市周東町 上久原字藤ノ 森	島田川幹線	396m ³ /日 529m ³ /日 747m ³ /日 372m ³ /日 485m ³ /日 774m ³ /日	175 129	80 69	135 150	
			処理分区 3	27.4	2-2	岩国市周東町 上久原字實方	島田川幹線	206m ³ /日 276m ³ /日 389m ³ /日 200m ³ /日 264m ³ /日 417m ³ /日	175 133	80 71	135 155	
			処理分区 2	120.3	2-3	岩国市周東町 下久原字中倉	島田川幹線	1,043m ³ /日 1,362m ³ /日 1,981m ³ /日 986m ³ /日 1,276m ³ /日 2,049m ³ /日	215 126	130 68	180 148	
			処理分区 1	130.8	2-4	岩国市周東町 下久原字梅林	島田川幹線	1,102m ³ /日 1,474m ³ /日 2,079m ³ /日 1,079m ³ /日 1,424m ³ /日 2,250m ³ /日	175 133	80 71	135 154	
										33 23	4.1 2.6	

流域下水道処理 区の名称	都市名	流域関連公共下 水道の名称	処理分区の名称	面積 (ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域下 水道の幹線名	摘 要				
								上段	日平均	予定水質(mg/L)		
								中段	日最大	BOD	COD	SS
								下段	時間最大	T-N	T-P	
周南処理区	周南市	周南市流域関連公共下水道	処理分区 熊毛第1	23.8	3	周南市大字小松原字上和田	島田川幹線	276m ³ /日 309m ³ /日 541m ³ /日 162m ³ /日 219m ³ /日 374m ³ /日	241 182	100 95	165 197	
			処理分区 熊毛第2	262.2	4	周南市大字安田字赤田	熊毛第1幹線	1,226m ³ /日 1,552m ³ /日 2,339m ³ /日 961m ³ /日 1,267m ³ /日 2,028m ³ /日	230 172	104 92	172 198	
			処理分区 熊毛第3	149.6	5	周南市大字中村字慶迫	熊毛第2幹線	1,699m ³ /日 2,247m ³ /日 3,206m ³ /日 1,428m ³ /日 1,884m ³ /日 2,976m ³ /日	226 174	100 93	174 202	
			処理分区 熊毛第4	166.0	6	周南市大字大河内字郷ヶ坪	熊毛第3幹線	1,218m ³ /日 1,611m ³ /日 2,299m ³ /日 1,195m ³ /日 1,560m ³ /日 2,486m ³ /日	226 167	103 89	174 194	
			処理分区 熊毛第5	18.1	3-1	周南市大字小松原字上中原	島田川幹線	96m ³ /日 127m ³ /日 182m ³ /日 56m ³ /日 74m ³ /日 117m ³ /日	226 175	103 94	174 203	

(第2表)

吐 口 調 書						
流域下水道 処理区の名称	吐口の種類	吐口の番号 又は名称	吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	摘要
周南処理区	処理施設	1	周南浄化センター	0.467m ³ /秒 0.375m ³ /秒	周防灘 光地先海域 周防灘 光地先水域	

(第3表)

管 渠 調 書								
の 道 流 域 下 水 の 名 称	管渠ルートの 名 称	位 置		最大 内法 寸法 (mm)	最小 内法 寸法 (mm)	延 長 (m)	点検 箇所 の数 (箇所)	摘要
		起 点	終 点					
周南 処理 区	島田川幹線	光市大字浅江字がけ地先 光市大字浅江字懸山	岩国市玖珂町字有延	1,650	600	25,940	—	
	熊毛第1幹線	光市大字小周防字下福田	周南市大字安田字赤田	700	400	1,500	—	
	熊毛第2幹線	光市大字小周防字西古土井	周南市大字中村字五反田	600	450	1,370	—	
	熊毛第3幹線	光市大字小周防字上橋本	周南市大字大河内字郷ヶ坪	450	450	130	—	
	大和幹線	光市大字立野字五反田	光市大字東荷字河隅	600	600	1,530	—	
計						30,470	—	

(第4表)

処 理 施 設 調 書										
名称 処理施設の	位 置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	計画放流水質 (mg/L)	処理方法	処 理 能 力		計画処理 人 口 (人)	摘 要		
					晴天日最大 (単位:m ³)	雨天日最大 (単位:m ³)				
周南 浄化 センター	光市大字浅江 字懸山地先、 宇がけ地先 光市大字浅江 字懸山	14.0	(既設) BOD: 15	標 準 活 性 汚泥法	34,000	-	71,700 68,100	事業計画下水道量(日最大) 40,081m ³ /日 32,370m ³ /日		
			(新設) BOD:15 T-N:14 T-P: 2.6	凝集剤併用型 高度処理 オキシデーション ディッチ法	8,200 5,800			事業計画処理能力(日最大) 34,000+ 6,200=40,200 m ³ /日 34,000+ 5,800=39,800 m ³ /日 全体計画下水道量(日最大) 39,215m ³ /日 32,396m ³ /日 全体計画処理能力(日最大) 39,600m ³ /日 32,600m ³ /日		
									予定水質 項 目	流入水質 (mg/L)
									BOD	200 150
									COD	120 80
									S S	180 175
									T-N	40 27
							T-P	5.1 3.0		

終末処理場等の敷地内の主要な施設

処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
周南浄化センター	流入管渠	1式	鉄筋コンクリート造り	流量 約 2.3m ³ /sec	
	汚水沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 約 1,800m ³ /m ² ・d	設備関係 2/2
	主ポンプ	5台	汚水ポンプ	約 43m ³ /min	1台予備
	最初沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約 50m ³ /m ² ・d	設備関係 8/8
	反応タンク	8池 2池	鉄筋コンクリート造り 矩形多層完全混合形	エアレーション時間 約 8h	設備関係 8/8
			無終端水路完全混合形	エアレーション時間 約 24h	2/4 2/4
	送風機	8台		風量 約 300m ³ /min	2台予備
	最終沈殿池	8池 2池	鉄筋コンクリート造り 矩形平行流式	水面積負荷 約 25m ³ /m ² ・d	設備関係 8/8
			円形放射流式	水面積負荷 約 8m ³ /m ² ・d	2/4 2/4
	紫外線消毒槽	7水路	鉄筋コンクリート造り	ランプ能力 約 150m ³ /日・本	7/7
	放流渠	1式	鉄筋コンクリート造り	流量 約 2.3m ³ /sec	
	汚泥濃縮タンク	1式	鉄筋コンクリート造り 重力式	固形物負荷 約 60kg/m ² ・d	1/1
	汚泥機械濃縮設備	2系列	鋼板製	固形物負荷 約 20kg/m ² ・時	2/2
	第1次消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造り	消化日数 約 20日	2/2
	第2次消化タンク	1槽	鉄筋コンクリート造り	消化日数 約 10日	1/1
	ガスタンク	1基		容量 約 1,500m ³	1/1
	汚泥脱水機	3台		ろ過速度 130 kg/布・時	1台予備
	管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	中央管理室, 水質試験室 事務室, 会議室	
	ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	沈砂池ポンプ室, 電気室 ホッパー室	
	送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	送風機室, 電気室	
計量分配器棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	計量器室		
脱水機棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	脱水機室, 薬注室, 電気室		
電気棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	自家発電機室, 電気室		